

公衆トイレ改修工事 特記仕様書

1. 仕様書番号
観シ工第1号

2. 工事名
公衆トイレ改修工事

3. 工事場所
千代保稲荷神社南公衆トイレ（海津市平田町三郷）
千代保稲荷神社東公衆トイレ（海津市平田町三郷）
行基寺公衆トイレ（海津市南濃町上野河戸）

4. 工事期間
契約締結の日から令和9年2月12日まで

5. 工事目的
本市観光地における公衆トイレの利便性および快適性の向上を図るため、既存の和式便器を洋式便器へと改修（洋式化）することを目的とする。

6. 工事内容
公衆トイレ改修工事の内容は以下のとおりとする。原則、既存和式便器の撤去、新規洋式便器の設置、付随する床・壁等の工事一式を含むものとする。

項目	数量
千代保稲荷神社南公衆トイレ	男性トイレ1箇所、女性トイレ4箇所
千代保稲荷神社東公衆トイレ	男性トイレ1箇所、女性トイレ2箇所
行基寺公衆トイレ	男女兼用トイレ3箇所

7. 指示事項
本工事の施工にあたっては、参拝客および観光客の安全を最優先とし、以下の事項を厳守すること。

ア) 観光客が多く見込まれる土曜日、日曜日、祝日、および千代保稲荷神社の月越参り（毎月末日から翌月1日）にあたる日は、原則として終日作業を禁止とする。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

イ) 工事期間中、当該トイレが使用不能となる旨を伝える案内看板を、利用者の見やすい位置に設置すること。

8. 関係法令の遵守
工事の実施にあたり、適用を受ける関係法令、条例、諸規則等を遵守し、工

事の円滑な遂行を図るものとする。

9. 臨時の措置

- ア) 工事の実施に伴い、不測の故障や事故が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じ、対応等について発注者と協議する。
- イ) 作業中に既存の建物、器物、樹木等を破損した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指定する方法により、受注者の費用負担においてこれを原形に修繕または弁償するものとする。
- ウ) 工事中または工事完了の検査において、施工箇所以外の既存設備に不良または不備が判明した場合は、速やかに発注者に報告し、その対応について指示を受けるものとする。

10. 請求及び支払い

- ア) 支払いは1回払い（完了払）とし、工事完了後に発注者に対し請求できるものとする。ただし、受注者は、工事完了について発注者の確認を受けなければ請求することができないものとする。
- イ) 発注者は、正当な請求書を受理してから40日以内に受注者へ支払うものとする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項、または施工にあたって疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。